

【No.8】 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。

また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

【No.1】 電子申告義務がある法人の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

代表者住所	法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名簿	添付書類	申告区分
-------	------	------	------	-------------	------	------

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

適用額明細書提出の有無 有 無

税理士法第30条 有 無

税理士法第33条書面提出有 有 無

- 【No.2】** 法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。
- (1) 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - (3) 勘定科目内訳明細書
 - (4) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
 - (5) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
 - (7) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No.6】 14欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.7】 地方法人税額の計算につき、別表一次葉の51～54欄により計算していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

所得金額又は法人税額の特	法人税額の特	税額控除相当額等の	課税土地譲渡金	課税留保金額	法人税額計	この申告書による地方法人税額	課税標準の法人税額	課税標準法人税額	課税標準法人税額	税額控除超過相当額の加算額	課税留保金額に係る地方法人税額	所得地方法人税額	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	外国税額の控除額	差引地方法人税額	中間申告分の地方法人税額	差引確定中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は(22)へ記入
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47

別表一 各事業年度の所得に係る申告書
内国法人の分
…
令五・四・一以後終了事業年度等分

税理士名 署

事業年度等		法人名		
法人税額の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%又は19%相当額	48
<p>【No.8】当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。 また、適用除外事業者該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。</p>				
所得の金額に対する法人税額(28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53
課税留保金額に対する法人税額(29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54
この申告が修正申告である場合の計算				
法人税額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))	57	外	00
	この申告により納付すべき地方法人税((40)-(58))若しくは((40)+(5)+(60))又は((59)-(43))+((6)-(43)の外書))	58	確定地方法人税額	58
	この申告前の還付金額	59	この申告前の還付金額	59
	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	60	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	60
<p>【No.7】地方法人税額の計算につき、51~54欄により計算していませんか。</p> <p>【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>				
土地譲渡税額の内訳				
土地譲渡税額(別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税額	64
同上(別表三(二の二)「26」)	63	0	(別表三(三)「21」)	00
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算				
外国税額(別表六(二)「56」)	65		なかった金額	67
控除した金額(37)	66		5)-(66)	

同族会社等の判定に関する明細書

別表二

事業年度		法人名	
同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	(21)の上出
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	株式数等による判定
	株式数等による判定	3	(11) (1)
	期末現在の議決権の数	3	(22)の上位1順位の議決権の数
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	6	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数
	議決権の数による判定	6	社員の数による判定
	(5) (4)		(15) (7)
	判定	10	特定同族会社の判定割合
	(7)		((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)
	判定結果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.11】貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄にて分母の数から除いて割合を算出していますか。

【No.10】17欄が50%超、かつ、当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合等、別表三(一)を作成・添付していますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等				
	株式数等	議決権数		住所又は所在地	氏名又は法人名	被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数	その他の株主等 株式数又は出資の金額
					19	20	21	22
			本人					

【No.9】21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。
また、同一の株主グループに含めて判定すべき個人株主及び法人株主を別の株主グループとしていませんか。

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年 3,000 万円 相当額 以下 の 金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円	円
年 1 億円 相当額 を 超 える 金額 (21)-(1)-(2)	3	円	円
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円	円
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	円	円
当 期 留 保 金 額 前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	円	円
当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11	円	円
法人税額及び地方法人税額の合計額 ((別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」)- 別表五(下)「5」の②)のいずれか少ない金額)(別表一 「9」)	10	円	円
住民税額	13	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六「1」)	14	円	円
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	円	円
通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16	円	円
通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17	円	円
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18	円	円
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	円	円
留保控除額 (別表三(一)付表一「33」)	20	円	円
課税留保金額 (19)-(20)	21	円	円
中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「10」)	22	円	円
中小企業者等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「10」)	23	円	円
特定寄附金を支出した場合	25	円	円
調整地方税額に係る控除額 ((24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表 六(二)付表六「7の計」)×10.4%)×20% (マイナスの場合は0)	26	円	円
住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27	円	円
住民税額 (24)-(27)	28	円	円

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.12】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。

【No.13】11欄には、当事業年度中に基準日等があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。

別表四
合五・四・一以後終了事業年度分

【No.103】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.19】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.14】1③欄の配当の金額は、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.89】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.21】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.22】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

【No.20】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.21】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。
 【No.86】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。
 【No.92】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、

ることに なります。

1	当期利益又は当期欠損の額			
2	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)			
3	損金経理をした道府県民税及び市町村民税			
4	損金経理をした納税充当金			
5	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)			
6	減価償却の償却超過額			
7	役員給与の損金不算入額			
8	交際費等の損金不算入額			
9	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)			
10	○			
11	小計			
12	減価償却超過額の当期認容額			
13	納税充当金から支出した事業税等の金額 (別表八(一)「5」)			
14	受取配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)			
15	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)			
16	受贈益の益金不算入額			
17	適格現物分配に係る益金不算入額			
18	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
19	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 (別表四付表「10」)			
20	通算法人に係る減算額			
21	○			
22	小計			
23	仮計			
24	(1)+(11)-(22)			
25	△			
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34	合計 (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)			
35	契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)			
36	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)			
37	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額			
38	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			
39	差引計 (34)から(38)までの計			
40	更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)			
41	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(二)「5」又は「11」)			
42	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表「23」の計)			
43	差引計 (39)+(40)+(41)+(42)			
44	欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)			
45	総計 (43)+(44)			
46	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)			
47	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)			
48	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43」の計)			
49	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)			
50	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「21」-「11」)			
51	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額			
52	所得金額又は欠損金額			

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表五(一)

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検算ができます。
 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 別表四留保所得金額又は次損金額(52) - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額
 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計(31)④

I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期首現在			当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
	利益積立金額 ①	減 ②	増 ③			
利益準備金	1	円			円	円
積立金	2					
〇〇〇引当金	3					
繰延税金資産(負債)	4					
	5					
	6					
	7					
	12					
	13					
〇〇〇〇	14					
	15					
	16					
	17					
〇〇〇〇	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	26	△		中間 △ 確定 △		△
未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	27			中間 確定		
未納道府県民税(均等割額を含む。)	28	△		中間 △ 確定 △		△
未納市町村民税(均等割額を含む。)	29	△		中間 △ 確定 △		△
差引合計額	30			中間 △ 確定 △		△
	31					
II 資本金等の額の計算に関する明細書						
区 分	期首現在			当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額 ①-②+③
	資本金等の額 ①	減 ②	増 ③			
資本金又は出資金	32	円			円	円
資本準備金	33					
〇〇〇〇	34					
	35					
差引合計額	36					

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.17】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.104】貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

【No.15】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
(検算式)
31①欄+別表四の52②欄+27、29及び30の③欄の合計額=31④欄

【No.18】組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。

所得税額の控除に関する明細書

事業年度		： ：		法人名				
区 分		収 入 金 額		①について課される所得税額		②のうち控除を受ける所得税額		別表六(一)
		①		②		③		令五・四・一以後終了事業年度分
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当		円		円		円		
<p>【No.24】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。</p> <p>【No.26】「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額(別表六(五の二)の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額)がある場合には、それぞれの金額を控除していますか(分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成・添付していますか。)</p>								
剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合(10)(9)(小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額(8)×(11)	
		7	8	9	10	11	12	円
銘柄別簡便法による場合	銘	収入金額	所得税額					控除を受ける所得税額(14)×(18)
		13	14					19
<p>【No.25】所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。</p> <p>(例) ・ 公社債及び預貯金の利子 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)の収益の分配 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配</p>								
その他に係る控除を受ける所得税額の明細								
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額		参 考		
		・ 。	20	21				
		・ 。						
		・ 。						
		・ 。						
		・ 。						
計								

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

I 法人税		事業年度	円	円
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1			
当期の法人税額 (別表一(四)の三の六)	2			
当期の法人所得の金額	3			
当期の法人所得の金額	4			
当期の法人所得の金額	5			
当期の法人所得の金額	6			
当期の法人所得の金額	7			
当期の法人所得の金額	8			
当期の法人所得の金額	9			
当期の法人所得の金額	10			
当期の法人所得の金額	11			
当期の法人所得の金額	12			
当期の法人所得の金額	13			
当期の法人所得の金額	14			
当期の法人所得の金額	15			
当期の法人所得の金額	16			
当期の法人所得の金額	17			
当期の法人所得の金額	18			
当期の法人所得の金額	19			
当期の法人所得の金額	20			
当期の法人所得の金額	21			
当期の法人所得の金額	22			
当期の法人所得の金額	23			
当期の法人所得の金額	24			
当期の法人所得の金額	25			
当期の法人所得の金額	26			
当期の法人所得の金額	27			
当期の法人所得の金額	28			
当期の法人所得の金額	29			
当期の法人所得の金額	30			
当期の法人所得の金額	31			
当期の法人所得の金額	32			
当期の法人所得の金額	33			
当期の法人所得の金額	34			
当期の法人所得の金額	35			
当期の法人所得の金額	36			
当期の法人所得の金額	37			
当期の法人所得の金額	38			
当期の法人所得の金額	39			
当期の法人所得の金額	40			
当期の法人所得の金額	41			
当期の法人所得の金額	42			
当期の法人所得の金額	43			
当期の法人所得の金額	44			
当期の法人所得の金額	45			
当期の法人所得の金額	46			

【No.29】24欄の金額は、税引後の金額としていますか。
また、24欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.27】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額(10欄及び11欄)及び非課税国外所得金額(13欄)の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。
また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.30】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額(本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)

【No.28】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		円	円
当期の控除対象外国法人税額 (1)	47		
法人税の控除限度額 (17)	48		
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49		
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	000	
地方税法人税額の計算 (50)×10.3%-((別表六(五)の二)「5の③」)+(別表十七(三)の六)「1」-(50)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	51		
地方税法人税控除限度額 (51)× $\frac{16}{9}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52		
地方税法第12条第1項により控除できる金額 ((49)と(52)のうち少ない金額)	53		
地方税法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	54		
外国税額の控除額 (53)+(54)	55		
当期の控除対象外国法人税額 (47)-(55)	56		

【No.7】 56欄の金額は、別表一次葉の65欄の金額と一致していますか。

別表六(二) 令五・四・一以後終了事業年度等分

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に
関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表六(二)付表一
令五・四・一以後終了事業年度分

国外事業所等の名称等	名						
	国名						
主たる事業	所						
	主たる事業	4					
区分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分			
		①	②	③	④		
加	国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5					円
	(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6					
算	納付した控除対象外国法人税額	7					
	交際費等の損金不算入額	8					
算	貸倒引当金の戻入額	9					
	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10					
算		11					
		12					
算		13					
		14					
算	小計	15					
	貸倒引当金の繰入額	16					
減	銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)	17					
	保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)	18					
算	○ ○ ○	19					
		20					
算		21					
		22					
算	小計	23					
	仮計 (5) + (15) - (23)	24					
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)		25					円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)		26					

【No.27】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額（別表六(二)の10欄及び11欄）及び非課税国外所得金額（別表六(二)の13欄）の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。

【No.29】 5欄の金額は、税引後の金額としていますか。また、5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.30】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.28】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(三)
令五・四・一以後終了事業年度分

当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算								
控除限度等	法人税 (別表六(二)「17」)又は(別表六(二)「11」)	1	円	控	国	税	7	円
	地方法人税 (別表六(二)「52」)又は(別表六(二)「46」)	2		除	(1) - (6)			
	道府県民税 ((1)×1%)又は(別表六(三)付表一「28の④」)	3		余	道府			
	市町村民税 ((1)×6%)又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)	4		裕	((1)+(2)ない金額)			
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5			市町村民税	9		
	控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	6			((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)			

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.31】12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。
また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細

事業年度	区分	控除余裕額			控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
・	国 税	12	円			円	
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
・	国 税	15					円
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
・	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
・	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
・	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
・	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34	(7)		(11)	外 (別表六(二)の二) 「20」-(33の外)	
	道府県民税	35	(8)				
	市町村民税	36	(9)				(33の②)
	計 (34)+(35)+(36)	37	(10)	(33の⑤)			

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六四の二

令五・四・一以後終了事業年度分

外国法人の名称等	名称	1						
	本店又は主たる所在	国名又は地域名	2					
		所在地	3					
	発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%	
	発行済株式等の通算保有割合	5	%					
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税種	6						
	納付確定日又は納付日	7						
	課税標準	8						
	税率	9					%	
	税額 (8)×(9)	10						
納されたる外国の法と人みな税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11						
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8)×税率	12	(%)	
	みなし納付外国法人税額 (12) - (10)	13						
	外国法人税額の合計 (10) + (13)	14						
	損金算入配当を受ける場合	15						
外国法人税額	損金算入配当を受ける場合	15						
	(15)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	16						
	益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17						
	(14)のうち(17)に対応する金額	18						
	上配当以外をの受ける剰余金の合	19						
控除対象外国法人税額	措置法第66条の8第1項、第3項、第7項又は第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	19						
	益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20						
	(14)のうち(20)に対応する金額	21						
	控除対象外国法人税額 ((8)×35%)と((18)又は(21))のうち少ない金額	22						
	納付分 (22) × (10)/(14)	23	(円)	(円)	(円)
税額	みなし分 (22) - (23)	24	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)	25					円	
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額 ((24)欄の合計)	26						

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】 7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.35】 9欄は、租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えていませんか。

【No.36】 11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算					
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円	当期税額基準額 $(2) - (3) \times \frac{90}{100}$	4	円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	2		法人税額の特別控除額 $((1) \text{と} (4) \text{のうち少ない金額}) + (3)$	5	
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表六(十六)「14」+「28」)	3		調整前法		
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細					
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額	法人税額の特別控除額	
		7	8	9	
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(九)「26」	円	円	別表六(九)「28」
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六(十)「19」			別表六(十)「21」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十四)「9」			別表六(十四)「11」
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④ 別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」		別表六(十七)「21」
	当期分	⑤ 別表六(十七)「14」			別表六(十七)「16」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥ 別表六(六)付表「1の⑧」	別表六(六)付表「2の⑧」		別表六(十八)「23」
	当期分	⑦ 別表六(十八)「16」			別表六(十八)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧ 別表六(十九)「23」			別表六(十九)「25」
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(二十)「23」			別表六(二十)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(二十一)「17」			別表六(二十一)「17」
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(二十二)「16」			別表六(二十二)「16」
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(二十三)「19」			別表六(二十三)「19」
		⑬ 別表六(二十三)「29」			別表六(二十三)「29」
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑭ 別表六(二十四)「8」			別表六(二十四)「8」
中小企業者等が特定経営向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑮ 別表六(六)付表「1の⑩」	別表六(六)付表「2の⑩」		別表六(二十五)「17」
	当期分	⑯ 別表六(二十五)「15」			別表六(二十五)「17」
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑰ 別表六(二十六)「30」			別表六(二十六)「32」
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑱ 別表六(二十七)「18」			別表六(二十七)「20」
事業適応設備を取付した場合等の法人税額の特別控除	当期分	⑲ 別表六(二十八)「18」			別表六(二十八)「20」
		⑳ 別表六(二十八)「25」			別表六(二十八)「27」
		㉑ 別表六(二十八)「32」			別表六(二十八)「34」
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉒ 別表六(六)付表「1の⑬」	別表六(六)付表「2の⑬」		別表六(二十九)「27」
	当期分	㉓ 別表六(二十九)「20」			別表六(二十九)「22」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔ 別表六(三十)「11」			別表六(三十)「13」
合 計			(6)		(5) - (3)

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.37】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

		事業年度	法人名			
継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内設備投資額	8	
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人	当期償却費総額 (24)	9	
	継続雇用者給与等支給額 (21の①)	3	円	当期償	100	
	継続雇用者比較給与等支給額 (21の②)又は(21の③)	4		(8) > (10)	11 該当・非該当	
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$ (((3)-(4)) < 0又は(3)=(4)=0の場合は0)	5		対象年度の基準所得等金額 ((別表四「52の①」-「37の①」-「38の①」-「40の①」-「42の①」-「44の①」)+ (別表四付表「9の①」)+ (別表七の二「5」-「11」)) × 対象年度の月数 (マイナスの場合は0)	12	
	(1) ≥ 10億円かつ(2) ≥ 1,000人の場合において、(13) > 0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき (5) ≥ 0.01又は0.005又は(3)=(4)=0	6	該当・非該当	前事業年度の基準所得等金額の合計額 (前事業年度の月数調整前の(12)の合計) (マイナスの場合は0)	13	
	同 上 以 外 の 場 合 (3) > (4) 又は ((3) = (4) = 0)	7	該当・非該当	(12) ≤ (13)	14 該当・非該当	
	継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
			継続雇用者給与等支給額の計算 当期 ①		継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度 ② 前一年事業年度特定期間 ③	
	事業年度					
継続雇用者に対する給与等の支給						
同上の給与等に充てるため他の者から支を受ける金額						
同上のうち雇用安定助成金						
差引 (16) - (17) + (18)						
		当期の月数 (15の③)の月数	20			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (19)又は((19) × (20))		21		円		
当期償却費総額の計算						
損益計算書に計上された減価償却費の額		22	円	当期償却費総額	24	
剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額		23		(22) + (23)		

別表六(七)

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.38】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。
また、6欄、7欄、11欄又は14欄のいずれかが「該当」となっていますか。
(1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(九))
(2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十四))
(3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十一))
(4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十七))
(5) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (別表六(二十八))

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除		期 間	基 準 年 度	税 額	基 準 額	計 算	割 合	合 計
試験研究費の額	1	令和5年3月31日以前開始した事業年度の	2%	円				
控除費対の象額試の験計	2	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
同上的うち特別試験研究費以外の額	2	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
控除対象試験研究費の額	4	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(2)+(3)	4	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
増費減割試験の研計	5	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
比較試験研究費の額	5	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(別表六(十一)「5」)	5	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
増減試験研究費の額	6	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(1)-(5)	6	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
増減試験研究費割合	7	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$\frac{(6)}{(5)}$	7	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和8年3月31日以前開始した事業年度の	8	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
平均売上金額	8	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(別表六(十一)「10」)	8	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
試験研究費割合	9	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$\frac{(1)}{(8)}$	9	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
設立事業年度の場合又は(5)=0の場合	10	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
0.085	10	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(9) > 10%の場合の控除割合増率	11	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$	11	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(0.1を超える場合は0.1)	11	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和5年3月31日以前開始した事業年度の	12	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(7) > 9.4%の場合	12	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	12	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和5年3月31日以前開始した事業年度の	13	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(7) ≤ 9.4%の場合	13	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$	13	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(0.02未満の場合は0.02)	13	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
税額控除割合	14	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((10)、(12)又は(13)) + ((10)、(12)又は(13)) \times (11)$	14	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(小数点以下3位未満切捨て)	14	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(0.14を超える場合は0.14)	14	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和5年4月1日以後開始する事業年度の	15	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前開始する事業年度の場合	15	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	15	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和5年4月1日以後開始する事業年度の	16	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(10)及び(15)以外の場合	16	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$	16	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(0.01未満の場合は0.01)	16	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
税額控除割合	17	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((10)、(15)又は(16)) + ((10)、(15)又は(16)) \times (11)$	17	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(小数点以下3位未満切捨て)	17	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	17	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
当期税額基準額	22	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (20) + (21))$	22	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和5年3月31日以前開始した事業年度の	23	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(7) > 4%かつ令和8年3月31日以前開始する事業年度の場合	23	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((7) - \frac{4}{100}) \times 0.625$	23	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(小数点以下3位未満切捨て)	23	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(0.05を超える場合は0.05)	23	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
令和5年3月31日以前開始した事業年度の	24	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(7) < マイナス4%かつ令和8年3月31日以前開始する事業年度の場合((9) > 10%の場合を除く。)	24	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((7) + \frac{4}{100}) \times 0.625$	24	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(小数点以下3位未満切捨て)	24	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	24	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
当期税額基準額	25	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + ((20)と(23)のうち高い割合)又は(24))$	25	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
当期税額控除可能額	26	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
$((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)$	26	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
調整前法人税額超過構成額	27	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(別表六(六)「8の①」)	27	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
法人税額の特別控除額	28	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				
(26) - (27)	28	令和5年3月31日以前開始した事業年度の		円				

【No.39】 1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 (1) 棚卸資産
 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
 (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
 また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六(九)
令五・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十)

試験研究費の額		1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	円
試験研究費の額の計算	増減試験研究費の額の計算	6		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	14	
	増減試験研究費割合の計算			当期税額控除可能額 (7) > 9.4% 又は (7) > 12% の場合 (9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	15	0.35
試験研究費割合の計算	増減試験研究費割合			基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ令和5年3月31日以前に開始した事業年度の場合の特例加算割合	16	
	増減試験研究費割合			基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ令和5年3月31日以前に開始した事業年度の場合の特例加算割合	17	
	増減試験研究費割合			当期税額控除可能額 (13) と (18) のうち少ない金額) 又は(別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)	19	
試験研究費割合の計算	増減試験研究費割合			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	20	
	増減試験研究費割合			法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21	
	増減試験研究費割合					

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.39】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 (1) 棚卸資産
 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
 (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
 また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.44】 中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十)）
 (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十七)）
 (3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（適用要件の緩和措置）（別表六(二十二)）
 (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十五)）
 (5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十六)）

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書

事業年度

:

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六十一

比較試験研究費の額の計算

事業年度	試験研究費の額	当期の日数 (1)の事	改定試験研究費の額
1	2		
調整対象年度	円		
計			

【No.40】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.42】調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.43】合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。
また、分割若しくは現物出資が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける場合、所定の事項を記載した書類を添付していますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数) 5

平均売上金額の計算

事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
売上調整年度	円		円
当期			
計			

【No.41】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数) 10

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に
関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十四)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円	円
特別試験研究費の額 (14の計)	1		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は(別表六(十)「3」)	2		当期試験研究費の額 $((7)+(別表六(十五)「18」)) \times \frac{10}{100}$
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額又は(別表六(十四)付表二「13」、「16」又は「18」)
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額 (9)-(10)
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6		
特 別 研 究 費 額			
措法第42条の4第7項			試験研究費の額
12			14
第1号・第2号			円
第1号・第2号			
第1号・第2号			
第1号・第2号・第3号			
計			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額			15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額			16

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.39】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 (1) 棚卸資産
 (2) 固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。)
 (3) 繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。)
 また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円			
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人	適用可否	3	
法人税額の特別控除額の計算					
雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「4」)	4	円	雇用者給与等支給増加額のうち少ない金額)	19	円
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「11」)	5		支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表二「12」)	20	
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		雇用者給与等支給増加額 (9) - (20) (マイナスの場合は0)	21	
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0 の場合は0)	7		第1項適用の場合 (14) \geq 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	23	
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「5」)	8	円	税額控除限度額又は中小企業者等税額控除限度額の計算	24	円
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「12」)	9		第2項適用の場合 (7) \geq 2.5% の場合 0.15	25	
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10		(18) \geq 10% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	26	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「19の①」)	11		中小企業者等税額控除限度額 (21) \times (0.15 + (25) + (26)) (7) < 0.015 の場合は0)	27	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「19の②」又は「19の③」)	12		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	28	
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13		教育訓練費の額	29	円
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0 の場合は0)	14		比較教育訓練費の額 (別表六(二十六)付表一「24」)	30	
教育訓練費の額	15	円	教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	31	
比較教育訓練費の額	16		教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0 の場合は0)	32	
教育訓練費増加額	17		法人税額の特別控除額 (30) - (31)		
教育訓練費増加割合	18				

別表六(二十六) 令五・四・一以後終了事業年度分

【No.45】 5欄の金額は、前事業年度の別表六(三十一)の4欄の金額と一致していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】 16欄に金額の記載がある場合、前事業年度の別表六(三十一)の15欄の金額と一致していますか。

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

適格組織再編成等が行われた						
事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔前期の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」若しくは別表七(一)付表四「5」〕	被合併法人等		調整後の控除未済欠損金額 (1) + (2)	円
			被合併法人等の事業年度	欠損金の区分		
		1		被合併法人等の未処理欠損金額 最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」	2	3
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
：	：	内	：	：	内	円
計			計			

【No.47】 適格合併等に係る被合併法人等に未処理欠損金額がある場合又は適格組織再編成等に係る合併法人等に欠損金額がある場合、別表七(一)付表一を作成・添付していますか。

【No.5】 組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表七(一)付表一
令五・四・一以後終了事業年度分

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細

適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・	
対象法人の別		被合併法人等(名称：))		支配関係発生日	
事業年度	欠損金の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (8) - (12)	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人の控除未済欠損金額 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(5)と(6)のうち少ない金額〕		
		4	5	6	7	円	円
：	：					円	円
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
計							

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				
	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額」)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 (9) - (10) 又は(別表七(一)付表二「5」)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 (8)と(11)のうち少ない金額
	8	9	10	11	12
：	内 円	円	円	円	円
：	内				
：	内				
：	内				
計					

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 :
 別表八(一) 令五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1	円	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4	
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2		受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(20の計))+ (3)×50%+(4)×(20% 又は40%)	5	
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3				
受 取					
完全子法人株式等					計
法人 本店の所在地	8				
受取配当等の額の計算期間	9				
受取配当等の額	9	円	円	円	円
法人名	10				
本店の所在地	11				
受取配当等の額の計算期間	12				
保有割合	13				
受取配当等の額	14				
同上のうち益金の額に算入される金額	15				
益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16				
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一) 付表「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17				
同上以外の場合 (16) (16の計)	18				
支払利息等の10%相当額 (18)×0.1又は(別表八(一)付表 「14」)×(18)	19				
受取配当等の額から控除する支払利息等の額 (17)又は(19)	20				
法人名	21				
本店の所在地	22				
保有割合	23				
受取配当等の額	24				
同上のうち益金の額に算入される金額	25				
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26				
法人名又は銘柄	27				
本店の所在地	28				
基準日	29				
保有割合	30				
受取配当等の額	31				
同上のうち益金の額に算入される金額	32				
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33				
支払利息等の額の明細					
令第19条第2項の規定によ					不適用
当期に支払う利息等の額	35				円
国外支配株主等に係る負債の利息等の損金不算入額、対象純支払利息等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利息の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二(二))「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二(二))「34」と別表十七(二(二))「17」のうち多い金額)	36				
					(35)-(36)+(37)
					38

【No.49】9欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。

【No.50】14欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。

【No.48】9欄、16欄、26欄及び33欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。
(例) ・ 公社債の利息の額
・ MMF (追加型公社債投資信託) 等の公社債投資信託の収益の分配の額
・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 (外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額を除きます。)
・ 不動産投資信託の収益の分配の額
・ オープン投資信託の特別分配金の額
・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額
・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額

【No.51】24欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。

【No.52】31欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。
なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。

【No.53】35欄の金額は、損益計算書の支払利息 (社債利息及び手形の割引料等を含みます。) の額の合計額 (別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額) と一致していますか。

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表八(二)
令五・四・一以後終了事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
	本たる所の又は主たる所在地	2				
	国名又は地域名	3				
の名称等	主たる事業	4	【No.54】5欄は、25%（租税条約で保有割合が軽減されている場合は、その割合）以上となっていますか。			
	発行済株式等の保有割合	5				
	発行済株式等の通算保有割合	6				
益金不算入	支払義務確定日	7	【No.55】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。			
	支払義務確定日までの保有期間	8	【No.56】8欄は、6月以上の期間となっていますか。			
	剰余金の配当等の額	9				
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()円	()円	()円	()円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無
	益金の不算入の計算の対象とならない損金算入配当	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損金算入の対象とならない損金算入配当等の額	13	()円	()円	()円	()円
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	()円	()円	()円	()円
	損金算入対応受取配当等の額	15	()円	()円	()円	()円
	(9) × (14) / (13)					
益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	16	()円	()円	()円	()円	
(9) 又は (15)						
(16) に対応する外国源泉税等の額	17	()円	()円	()円	()円	
(10) 又は ((10) × (14) / (13))						
剰余金の配当等の額に係る費用相当額	18	$(9) - (16) \times 5\%$				
法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	19	$(9) - (16) - (18)$				
措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	20	(別表十七(三の七)「23」+「24」)				
(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額	21	(別表十七(三の七)「25」)				
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額	22	$(19) + (20) + (21)$				
法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額	23	$(10) - (17)$				
(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額	24	(別表十七(三の七)「28」)				
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額	25	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)				
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計	26					
(22)欄の合計						
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計	27					
(25)欄の合計						

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の資産の譲渡に係る特別控除額の特例に関する明細書

事業年度

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していませんか。

別表十(五)付表
令五・四・一以後終了事業年度分

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の取用換地等の場合の所得の特別控除額の計算			
当該他のけた	円	円	円
【No.61】譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。		当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (6) + (7)	8
5,000万円 - (1)	2	当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (8) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	9
調整前特別控除額 (別表十(五)「18」又は「19」と(2)のうち少ない金額)	3	当該法人の調整前損金算入額の割合 $\frac{(6)}{(8)}$	10
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	4	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額 (9) × (10)	11
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定		当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除額 (6) - (11)	12
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	7	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期の特別控除額 (12) - (5)のうち特別控除額 (マイナスの場合は0)	13
		特別控除額 $(13) \times \frac{(3)}{(9) + (4)}$	14
完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の特定事業の用地買収等の場合等の所得の特別控除額の計算			
調整前特別控除額 (別表十(五)「32」と「34」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「39」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「44」のうち少ない金額)又は(別表十(五)「32」と「49」のうち少ない金額)	5	円 当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (20) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	円 21
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	6	当該法人の調整前損金算入額の割合 $\frac{(18)}{(20)}$	22
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	7	円 当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額 (21) × (22)	円 23
当該資産の譲渡をした日の属する年において当該法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額 (15) + (16) + (17)	8	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除額 (18) - (23)	24
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	9	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期の特別控除額 (24) - ((17)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	25
当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (18) + (19)	20	特別控除額 $(25) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	26

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損失に関する明細書

【No.60】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十三(四)

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		替資産について帳簿価額の減額をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円	
	収用換地等による譲渡年月日	2	.					
	譲渡資産の種類	3						
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4						
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		縮限度額の計算	圧縮限度額 (26) × (23)	27		
	同補償金以外				前を資 期し産 以た で 前減あ に係る 取償場 得却合	前期末の取得価額	28	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6				前期末の帳簿価額	29	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				圧縮限度額 (27) × $\frac{(29)}{(28)}$	30	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8				圧縮限度超過額 (25) - ((27)又は(30))	31	
取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9			取得価額に算入しない金額 (25)と(27)のうち少ない金額)又は (25)と(30)のうち少ない金額) × $\frac{(28)}{(29)}$	32			
保留地の対価の額	10			特別勘定に経理した金額	33			
交換取得資産の価額	11			なり得る金額 (26)	34			
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12		設計した場合	経費の取得に充て る度額 (23)	35		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13			超過額 (33) - (36)	37		
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14			翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(33) - (37))	38	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 $(14) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39	
交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16				当期中に益金の額に算入すべき金額	40		
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17			期末特別勘定残額 (38) - (39) - (40)	41		
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (17)	18		交換取得資産の種類	交換取得資産の種類	42		
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)	19		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	43	円	
	同上に係る譲渡経費の額 $(14) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20			圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	44	
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21				交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(18)	45	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22				交換取得資産につき支払った交換差金の額	46	
	差益割合 $\frac{(21) - (22)}{(21)}$	23				交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)又は(16)	47	
					計 (45) + (46) + (47)	48		
					圧縮限度額 (44) - (48)	49		
					圧縮限度超過額 (43) - (49)	50		

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円		
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			
	その他の寄附金額	3			
	計 (1)+(2)+(3)	4			
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			
	計 (4)+(5)	6			
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7			
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			
	同上の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相当額	9			
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)	10			
	同上の月数換算額 (10) $\times \frac{1}{12}$	11			
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12			
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) $\times \frac{1}{4}$	13			
特定算入寄附金	14	計	長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33	
増進法の特算	15	算	損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は(31)と(33)のうち多い金額)	34	
人特計等別算に損	16	指	定寄附金等の金額 (41の計)	35	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36	
指定寄附金等の金額 (1)	18		(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	37	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	19				
損金不算入額	20	損	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38	
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	21	不	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22	算			
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23	入	計 (38)+(39)	40	
計 (21)+(22)+(23)	24	額			
指定寄附金等に関する明細					
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額	
				41	円
計					
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細					
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	
				42	円
計					
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細					
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	
					円

別表十四(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.68】10欄の金額は、別表五(一)の32④欄+33④欄の合計額を記載していますか。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十四(六)

譲受法人名	1					計	
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・			
譲渡収益の額	4				円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
譲渡利益額 (6) - (7)	8						
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円	
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14						
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17						
当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()		
簡便法により当期を計算する場合は合	減価	償却期間の月数 〔譲渡法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	金算入資産	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
	繰延資産	支出の効果の及ぶ期間の月数	23				
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$		25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$		26					

合五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.69】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。

【No.70】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.71】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(-)
令五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
帳簿価額	差引取得価額(7)-(8)	9					
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
簿価額	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
額	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14					
合	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	
	計(13)+(14)+(15)	16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分の残存価額	17					
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18					
	(16) > (18)の場合	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	19				
		旧定額法の償却率	20				
	(16) ≤ (18)の場合	算出償却額(19)×(20)	21				
		増加償却額(21)×割増率	22	(
		計(21)+(22)又は((16)-(18))	23				
	平成19年4月1日以後取得分の限度額等	算出償却額((18)-1円)× $\frac{60}{100}$	24				
		定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	25				
		定額法の償却率	26				
算出償却額(25)×(26)		27					
当期分の普通償却限度額等	増加償却額(27)×割増率	28	(
	計(27)+(28)	29					
	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	30					
	租税特別措置法適用条項特別償却限度額	31	外				
当期分の償却限度額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	32	外				
	計(30)+(31)+(32)	33					
当期償却額	34						
差引	償却不足額(34)-(35)	35					
償却超過額	償却超過額(35)-(34)	36					
	前期からの繰越額	37	外				
特別償却不足額	当期分不足額	38					
	計(37)+(38)	39					
備考	当期分不足額	40					
	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
備考	差引翌期への繰越額(42)-(43)	44					
	翌期への繰越額の内訳	45					
備考	当期分不足額	46					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47					

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.75】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）

【No.76】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.77】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表十六(二)

令五・四・一以後終了事業年度分

資産 区 分	種	類	1						
	取得年月								
	事業の用に供した年								
取得 価 額	取得価額又は製作価額		7	外	円外	円外	円外	円外	円外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額		8						
	差引取得価額		9						
	(7)-(8)								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10						
	期末現在の積立金の額		11						
	積立金の期中取崩額		12						
	差引帳簿記載金額		13	外△	外△	外△			
	(10)-(11)-(12)								
	損金に計上した当期償却額		14						
	前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外	
	合		16						
	(13)+(14)+(15)								
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額償却額計算の基礎となる金額		17						
(16)-(17)		18							
当期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	平成19年3月31日以前取得分	差引取得価額×5%	19						
	(9)× $\frac{5}{100}$								
	(16) > (19) の場合	旧定率法の償却率	20						
		算出償却額	21		円	円	円	円	円
		(18)×(20)							
	(16) ≤ (19) の場合	増加償却額	22	()	()	()	()	()	()
		(21)×割増率							
		計	23						
	(21)+(22)又は(18)-(19)								
	平成19年4月1日以後取得分	定率法の償却率	25						
		調整前償却額	26						
		(18)×(25)							
		償却保証率	27						
		償却保証額	28						
(9)×(27)									
改定取得価額		29							
(26) < (28) の場合	改定償却率	30							
改定償却額	31								
(29)×(30)									
増加償却額	32	()							
((26)又は(31))×割増率									
計	33								
((26)又は(31))+(32)									
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等	34							
	(23)、(24)又は(33)								
	租税特別措置法の特則による特別償却限度額	35							
	適用条項	36	外						
特別償却限度額									
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合	38								
(34)+(36)+(37)									
当期償却額	償却不足額	40							
	(38)-(39)								
差引	償却超過額	41							
	(39)-(38)								
償却 超過 額	前期からの繰越額	42	外						
	当期償却不足によるもの	43							
	積立金取崩しによるもの	44							
	差引合計翌期への繰越額	45							
(41)+(42)-(43)-(44)									
特別 償却 不足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46							
	((40)-(43))と(36)+(37)のうち少ない金額								
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
	差引翌期への繰越額	48							
	(46)-(47)								
当 期 分 不 足 額	翌期への繰越額	49							
	当期分不足額	50							
当 期 分 不 足 額	51								
資格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額									
((40)-(43))と(36)のうち少ない金額									
備考									

【No.74】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.75】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者
に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）

【No.76】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.77】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表十六(十)

令五・四・一以後終了事業年度分

繰延消費税額等 (発生した事業年度)	1	円	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ (当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$)	2							
当期損金経理額	3							
差引 損金算入不足額 (2) - (3)	4							
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5							
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	6							
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7							
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8							

【No.105】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。
また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。)

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	上	資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	の	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17	
		う			
		ち	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
当期の消費税の課税売上割合	13		当期の繰延消費税額等 ((12) - (15))又は((12) - (16) - (17) - (18))	19	

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十七(三)

外国関係会社名	名称	1				
	本たる所の又は事業主所	国名又は地域名	2			
		所在地	3			
	事業年度	4				
	主たる事業	5				
	外国関係会社の区分	特定外国関係会社 対象外国関係会社	6			
		外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社		外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社		
		外国金融子会社等		外国金融子会社等	外国金融子会社等	
	資本金の額又は出資金の額	7	() 円	() 円	() 円	
	株式等の保有割合	8	%	%	%	
	営業収益又は売上高	9	() 円	() 円	() 円	
	営業利益	10	() 円	() 円	() 円	
	税引前当期利益	11	() 円	() 円	() 円	
	利益剰余金	12	() 円	() 円	() 円	
	所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	13	%	%	%	
企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
添付書類	15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類		
課税対象金額	16					
請求権等勘案合算割合 (別表十七(三)の二「27」、別表十七(三)の三「8」又は別表十七(三)の四「10」)	17	%	%	%		
課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の二「28」、別表十七(三)の三「9」又は別表十七(三)の四「11」)	18	() 円	() 円	() 円		

【No.78】 租税負担割合が20%未満である外国関係会社（特定外国関係会社を除きます。）又は租税負担割合が30%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか（合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.79】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

別表十七之三の二

令五・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名
外国関係会社の名称	1	事業年度 2
適用対象金額及び課税対象金額の計算		
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令 16
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4	減 17
損金の額に算入した法人所得税の額	5	18
	6	
		小計 21
	9	基準所得金額 (4) + (11) - (21) 22
	10	繰越欠損金の当期控除額 (30の計) 23
小計	11	当期中に納付することとなる法人所得税の額 24
益金の額に算入した法人所得税の還付額	12	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額 25
子会社から受ける配当等の額	13	適用対象金額 (22) - (23) - (24) + (25) 26
特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額	14	請求権等勘案合算割合 27 %
控除対象配当等の額	15	課税対象金額 (26) × (27) 28 (円)
欠損金額の内訳		
事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額
	29	30
		翌期繰越額 (29) - (30) 31
計		
当期分		
合計		

【No.80】24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.81】28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書

外国関係会社の名称		1	事業年度	・ ・	法人名		
本たる所 又事在 は務 主所	国名又は地域名	2	事業年度	・ ・	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	8	別表十七(三)の五
所在地	3	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)				9	
外国法人税	税種目	5	増額又は減額前の事業年度の(6)の金額	・ ・	控除対象配当等の額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	10	令五・四・一以後終了事業年度分
	外国法人税額	6			調整適用対象金額 (8)+(9)+(10)	11	
増額又は減額前の事業年度の(6)の金額	課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	12	(6)×(13)	・ ・	(12) (11)	13	%
	増額又は減額前の事業年度の(6)の金額	7				14	
外国法人税額の計算 等以外の部分対象外国関係会社に係る控除対象	適用対象金額 (55)	15	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)	・ ・	【No.82】6欄、8欄及び12欄の金額は、それぞれ4欄の事業年度の所得に係る外国法人税額、適用対象金額及び課税対象金額を記載していますか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	28	%
	子会社から受ける配当等の額 (46のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	16					
	控除対象配当等の額 (47のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	17					
	調整適用対象金額 (15)+(16)+(17)	18					
	部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)	19					
	部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)	20					
	(20) ≤ (18) の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21					
(20) > (18) の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22						
(6) × ((21) 又は (22))	23	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)	28	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	(27)		%
(23) ≥ (27) の場合 (23) - (27)	29	(29) > (27) の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31				%
(23) < (27) の場合 (23) - (27)	30	(6) × ((30) 又は (31))	32				%
(12) と (14) のうち少ない金額、(20) と (23) のうち少ない金額又は (29) と (32) のうち少ない金額	33						
増額又は減額前の事業年度の(33)の金額	34						
(33) ≥ (34) の場合 (33) - (34)	35						
(33) < (34) の場合 (34) - (33)	36						(円)
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額 (33) 又は (35)	37						(円)
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算							
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39	減		48			
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	40	繰越欠損金の当期控除額	・ ・	【No.83】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)	52	
		41					
		42					
	小計	44					
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45	当期中に納付することとなる法人所得税の額	53			
	子会社から受ける配当等の額	46	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54			
			適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55			

特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十七(三)の七

外国法人の名称	1	本主務所在国名又は地域名		3
外国法人の事業年度	2	本店たる所又は事業所所在地		4
支払義務確定日	5	計		
支払義務確定日までの保有期間	6			
発行済株式等の保有割合	7			
発行済株式等の通算保有割合	8			
剰余金の配当等の額	9			
(9)に係る外国源泉税等の額	10			
(9)配当が当該損に合算当入す	11			
(9)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (別表八(二)「16」)	12			
外国子会社配当益金不算入の対象となる剰余金の配当等の額 (9) - (11)	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の②
特定課税対象金額	14			
((9)又は(12))と(13)のうち少ない金額	15			
差引 (13) - (14)	16			
(11)と(15)のうち少ない金額	17	①	②	③
差引 (15) - (16)	18	(別表十七(三)の八)「23」	(22)の①	(22)の② (22)の③
間接特定課税対象金額	19			
((9)又は(12))と(18)のうち少ない金額	20			
差引 (18) - (19)	21			
(11)と(20)のうち少ない金額	22	①	②	③
差引 (20) - (21)	23	(円)	(円)	(円) (円)
損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額 (14) × 5% + (19) × 5%	24	(円)	(円)	(円) (円)
損金算入配当	25	(円)	(円)	(円) (円)
益金不算入額 (16) + (21)	26	(円)	(円)	(円) (円)
計算上記以外の配当に係る益金不算入額 (24) + (25)	27	(円)	(円)	(円) (円)
上記以外の配当に係る益金不算入額 (14) + (19)	28	(円)	(円)	(円) (円)
(23)及び(24)に係る外国源泉税等の額 (10) × $\frac{(14) + (19)}{(9)}$	29			
請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	30	当期発生額 (別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三)「7」又は別表十七(三)の四)「9」× (29)		
事業年度	前期繰越額又は当期発生額	当期控除額	翌期繰越額 (31) - (32)	
	31	32	33	
課税対象金額の明細				
計				
当期分	(30)			
合計				

【No.84】 5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

国外関連者に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表十七(四)

国外 関連 者 の 名 称 等	名 称							
	本 店 又 は 主 所	国名又は地域名	所在地	<p>【No.85】 国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄を記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。</p>				
		主たる事業						
	従業員の数							
	資本金の額又は出資金の額							
	特殊の関係の区分		第 該 当 第				第 該 当 第	第 該 当 第
	株式等の保有割合	保 有					%	%
		被 保 有					%	%
		同一の者による 国外関連者の株式等の保有					%	%
	直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度					・	・
営 業 収 益 又 は 売 上 高		(百 万 円)	(百 万 円)				(百 万 円)	
営 業 費 用		原 価	(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)			
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)			
営 業 利 益		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)				
税 引 前 当 期 利 益		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)				
利 益 剰 余 金		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)				
国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の 売却の対価	受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
	役務提供 の対価	受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
	有形固定資産 の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
	無形資産の 譲渡の対価	受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
	無形資産の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
	貸付金の利息又は 借入金の利息	受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
		受 取	百万円	百万円	百万円			
		支 払						
事前確認の有無			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無			

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

付表

		事業 年度	・ ・	法人名		
提出対象法人の区分、 組織再編成の様態 及び組織再編成の日	1	区 分		態 様		組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転		・
相手方の区分、 名称及び所在地	2	区 分		名 称	所 在 地	
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人				
移転した（又は 交付した）資産 又は負債の明細	3	資産・負債の種類		価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
移転を受けた資産 又は負債の明細	4	資産・負債の種類		価額等		
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項						
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当）				
		その他				
			株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後	
				%	%	
				%	%	
従 業 者 の 数	7	組織再編成前			組織再編成後	
		人			人	
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(継 続 ・ 関 連)				
関 連 事 業	9					
事 業 規 模	10	指 標		左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業員の数・その他（ ）				
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名		組織再編成後の役職名		氏 名
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称		旧 株 数		新株継続保有 見込の有無
				株		有・無 有・無 有・無
		(合 計)				
		被合併法人等の発行済株式等の数			株	

【No. 5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。

貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
【No.23】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
未 収 金		未 払 費 用	
仕 掛 品		短 期 借 入 金	
材 料		未 払 法 人 税 等	
貯 蔵 品		賞 与 引 当 金	
短 期 貸 付 金		製 品 保 証 引 当 金	
前 払 費 用		未 払 消 費 税 額 等	
繰 延 税 金 資 産		固 定 負 債	
そ の 他		長 期 借 入 金	
貸 倒 引 当 金		社 債	
		退 職 給 付 引 当 金	
		役 員 退 職 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
固 定 資 産		負 債 合 計	
有 形 固 定 資 産		(純資産の部)	
建 物		株 主 資 本	
建 物 付 属 設 備		資 本 金	
機 械 及 び 装 置		資 本 剰 余 金	
車 輛 及 び 運 搬 具		資 本 準 備 金	
土 地		そ の 他 資 本 剰 余 金	
建 物 仮 勘 定		利 益 剰 余 金	
無 形 固 定 資 産		利 益 準 備 金	
借 地 権		そ の 他 利 益 剰 余 金	
施 設 利 用 権		×××準 備 金	
営 業 権		〇〇〇積 立 金	
投 資 其 他 の 資 産		別 途 積 立 金	
投 資 有 価 証 券		繰 越 利 益 剰 余	
長 期 貸 付 金		自 己 株 式	
前 払 年 金 費 用		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
貸 倒 引 当 金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		純 資 産 合 計	
資 産 合 計		負 債 及 び 純 資 産 合 計	

【No.104】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。

損益計算書 (自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.92】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

【No.86】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本									評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金									利益 剰余金 合計
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

【No.14】 剰余金の配当等の額は、別表四の1③「配当」欄の金額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の 原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

G K 0 6 0 2

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法人名	
(フリガナ)	
代表者氏名	

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/> 附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/> 附則38② 52

自 令和 年月日
至 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

(中間申告 自 令和 年月日
の場合の
対象期間 至 令和 年月日)

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十一円	000	01
-------	---	----------------	-----	----

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥		06
(②～⑥の合計)		⑦		07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
	(⑧・⑨の合計)	⑩		13

【No.101】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪		21	
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯		26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳～㉓の合計)	㉔		41
	4%適用分	㉕		42
	6.3%適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉗		44

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区 分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円	円	円	※第二表の①欄へ 円
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①)			
	②	(付表1-2の②)			
消費税額	②	(付表1-2の②)			
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③)			
控除	控除対象仕入税額	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の⑤D欄の金額)	(付表2-1の⑥E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の④欄へ
税	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤)			
	⑥ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑥)			
額	貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑥)			
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑦)			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※②E欄へ	※②E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
標準方と異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	(付表1-2の⑩X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑫欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑫欄へ
譲渡	還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
	割納税額	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

【No.97】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-1⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.100】 ⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①					
内訳	① 課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の②へ				
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、第二表の②へ				
消費税額	②					
控除過大調整税額	③	(付表2-2の②へ)				
控除税額	④ 控除対象仕入税額	(付表2-2の②A欄の金額)	(付表2-2の②B欄の金額)	(付表2-2の②C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ	
	⑤ 返還等対価に係る税額				※付表1-1の⑤X欄へ	
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1				※付表1-1の⑤-1X欄へ
		⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	⑥ 貸倒れに係る税額	⑥ X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。				
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧					
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※②B欄へ	※②C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
地方となる消費税の課税標準額	⑪ 控除不足還付税額	(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
	⑫ 差引税額	(⑩B欄の金額)		(⑩C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	※第二表の⑫欄へ		※第二表の⑫欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ	
譲渡割納税額	⑭ 還付額	(⑩B欄×25/100)		(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	⑮ 納税額	(⑩B欄×25/100)		(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額 ①		円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑦欄へ	
内 課 税	① 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、		※第二表の⑥欄へ	
	② 消費税額	※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
控除過大調整税額 ③		(付表2-3の②)			
控 除	控除対象仕入税額 ④	(付表2-3の②A欄の金額)		※第一表の④欄へ	
	返還等対価に係る税額 ⑤			※第二表の⑧欄へ	
税 額	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額				
	⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※①-2欄			
額	⑥ 貸倒れに係る税額			※第一表の⑥欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				00	
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差引税額 (⑨) ⑪			00	
譲 渡 割 納 額	還付額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
	納税額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
額				00	

【No.97】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.100】 ⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間	氏名又は名称	旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
項目		X	D	E	F (X+D+E)
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				
課税売上割合(④/⑦)	⑧				
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭				
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰				
課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱				
課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 ⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲				
課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 ⑲のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳				
課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑲+⑳×④/⑦)	㉑				
課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑲×④/⑦)	㉒				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔				
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕				
控除対象仕入税額 [(⑱、⑲)又は⑳の金額]±㉓±㉔±㉕の時	㉖				
控除超過大調整税額 [(⑱、㉒)又は㉓の金額]±㉓±㉔±㉕の時	㉗				
貸倒回収に係る消費税額	㉘				

【No.94】 申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.95】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.96】 ⑥F欄の金額には、次の金額を含めていますか。
 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
 (2) 土地等の譲渡対価の金額
 (3) 受取利子の金額
 (4) 集団投資信託の収益の分配金
 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.97】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-1②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.98】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.99】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑯、⑱及び⑲欄には、繰引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入対価から控除する)に適用する。
 4 ⑯及び⑲欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の第1項に規定する経過措置を指す。

第4-(6)号様式

付表2-2

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称				
項目		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X (A+B+C)	
		A	B	C		
課税売上額(税抜き)	①				※付表2-1の①X欄へ	
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※付表2-1の④X欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					
課税売上割合(④/⑦)	⑧					
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨					
課税仕入れに係る消費税額	⑩					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				※付表2-1の⑪X欄へ	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫					
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				※⑬及び⑭欄は、課税売	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭					
課税貨物に係る消費税額	⑮					
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯					
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱					
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの					
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの				※付表2-1の⑲X欄へ	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱+⑲×④/⑦)				※付表2-1の⑲X欄へ	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳				※付表2-1の⑲X欄へ	
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ	
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒					
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓					
控除対象仕入税額 (⑱、㉒又は㉓の金額)±㉓±㉔±㉕)がプラスの時	㉖	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑳X欄へ	
控除超過大調整税額 (⑱、㉒又は㉓の金額)±㉓±㉔±㉕)がマイナスの時	㉗	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑳X欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉘	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑳X欄へ	

【No.97】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割り戻し計算)により計算していませんか。

【No.98】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割り戻し計算)により計算していませんか。

【No.99】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該計算表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑦及び⑯のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ④、⑦及び⑯欄には、繰引き、前戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
5 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
項目			A	B	(A+B)
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[%] ※小数
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	※⑬及び⑭欄は			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	(⑬B欄×7.8/100)			
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⑱				
課税5課税95% 税億税% 売未 上満 上超 割の 高又 合場 がは合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	㉑			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額	㉒	(⑱×④/⑦)			
控除 調 整 額 差 引	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕			
	控除対象仕入税額	㉖	※付表1-3の③A欄へ		
控除過大調整税額	㉗	※付表1-3の③A欄へ			
貸倒回収に係る消費税額	㉘	※付表1-3の③A欄へ			

【No.94】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.95】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.96】 ⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。
 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
 (2) 土地等の譲渡対価の金額
 (3) 受取利子の金額
 (4) 集団投資信託の収益の分配金
 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.97】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.98】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.99】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑮、⑱及び⑲欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を付加した金額)を記載する。
 3 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の通